

重要事項説明書

利用者様：_____様

事業者：SUNAO訪問看護ステーション

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社MAX
主たる事務所の所在地	〒113-0033
代表者(職名・氏名)	代表取締役 柳田 真久主
設立年月日	令和7年2月20日
電話番号	0297-33-9878

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	SUNAO訪問看護ステーション(つくばみらい店)
サービスの種類	訪問看護
事業所の所在地	〒300-2307 茨城県つくばみらい市板橋3022-3
電話番号	0297-33-9878
指定年月日・事業所番号	令和7年12月1日指定 介護保険 0865590061 / 医療 5590061
管理者の氏名	柳田 真久主
通常の事業の実施地域	つくばみらい市、つくば市、守谷市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	主治医より訪問看護が必要と判断されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。
運営の方針	ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。24時間体制で運営します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、作業療法士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日、祝日(日曜日、年末年始休み)
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで(夜間オンコール対応あり)

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 4人 非常勤 人	作業療法士	常勤 0人 非常勤 0人
准看護師	常勤 0人 非常勤 0人		
保健師	常勤 0人 非常勤 0人		

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 柳田 真久主
----------	--------------

8. 利用料

訪問看護・介護予防訪問看護事業所 運営規程 別紙料金表

訪問看護費	法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)
-------	--

【介護保険】訪問看護 指定訪問看護ステーション 料金表

(介護) 訪問看護の場合

利用料金 (1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (訪問看護)	20分未満	314	3,205円	321円	641円	962円
	30分未満	471	4,808円	481円	962円	1,443円
	30分以上1時間未満	823	8,402円	841円	1,681円	2,521円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円
	理学療法士等による訪問の場合 (1回)	294	3,001円	301円	601円	901円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと連携して訪問看護	1月につき	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円

※看護職員による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間 (18:00～22:00) 又は早朝 (6:00～8:00) の場合、所定単位数の25%増

※深夜 (22:00～6:00) の場合、所定単位数の50%増

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

※中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増 (特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

※中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増 (特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上 1回につき	402	4,104円	411円	821円	1,232円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,052円	206円	411円	616円
	30分以上 1回につき	317	3,236円	324円	648円	971円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,063円	307円	613円	919円
要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携)		800	8,168円	817円	1,634円	2,451円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
専門管理加算	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円
遠隔死亡診断補助加算	死亡月につき	150	1,531円	154円	307円	460円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,552円	256円	511円	766円
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	550	5,615円	562円	1,123円	1,685円
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	200	2,042円	205円	409円	613円
口腔連携強化加算	1回につき	50	510円	51円	102円	153円
	1回につき	6	61円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護	50	510円	51円	102円	153円
	1回につき	3	30円	3円	6円	9円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護	25	255円	26円	51円	77円
介護職員等処遇改善加算	1月につき+所定単位×18/100					

【介護保険】訪問看護・介護予防 指定訪問看護ステーション 料金表

(介護予防) 訪問看護の場合

利用料金（1回あたり）

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (介護予防訪問看護)	20分未満	303	3,093円	310円	619円	928円
	30分未満	451	4,604円	461円	921円	1,382円
	30分以上1時間未満	794	8,106円	811円	1,622円	2,432円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
	理学療法士等による訪問の場合（1回につき）	284	2,899円	290円	580円	870円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合、所定単位数の25%増

※深夜（22:00～6:00）の場合、所定単位数の50%増

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

※中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増（特別管理加算、ターミナルケア加算を除く）

※中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増（特別管理加算、ターミナルケア加算を除く）

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上 1回につき	402	4,104円	411円	821円	1,232円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,052円	206円	411円	616円
	30分以上 1回につき	317	3,236円	324円	648円	971円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,063円	307円	613円	919円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
専門管理加算	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
看護体制強化加算	1月につき	100	1,021円	103円	205円	307円
口腔連携強化加算	1回につき	50	510円	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	61円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円
介護職員等処遇改善加算	1月につき+所定単位×18/100					

訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	看護師、保健師、助産師の場合	週3日まで		5,550円	
		週4日以降		6,550円	
	准看護師の場合	週3日まで		5,050円	
		週4日以降		6,050円	
	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師の場合			12,850円	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合			5,550円	
訪問看護基本療養費 (Ⅱ)	看護師、保健師、助産師の場合	同一建物、同一日2人	週3日まで	5,550円	
			週4日以降	6,550円	
		同一建物、同一日3人以上9人以下	週3日まで	2,780円	
			週4日以降	3,280円	
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日まで	2,760円	
			月21日まで	2,660円	
		同一建物、同一日20人以上49人以下	月20日まで	2,710円	
			月21日まで	2,610円	
		同一建物、同一日50人以上	月20日まで	2,610円	
			月21日まで	2,510円	
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日まで	5,050円	
			週4日以降	6,050円	
		同一建物、同一日3人以上9人以下	週3日まで	2,530円	
			週4日以降	3,030円	
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日まで	2,520円	
			月21日まで	2,420円	
		同一建物、同一日20人以上49人以下	月20日まで	2,470円	
			月21日まで	2,370円	
		同一建物、同一日50人以上	月20日まで	2,370円	
			月21日まで	2,270円	
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師による訪問				12,850円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	同一建物、同一日2人		5,550円	
		同一建物、同一日3人以上9人以下		2,780円	
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日まで	2,760円	
			月21日まで	2,660円	
		同一建物、同一日20人以上49人以下	月20日まで	2,710円	
			月21日まで	2,610円	
		同一建物、同一日50人以上	月20日まで	2,610円	
		月21日まで	2,510円		
	訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	指定訪問看護を受けようとする者（入院中のものに限る）であり一時的に外泊をしている者（厚生労働大臣が定める者）			8,500円
	包括型訪問看護療養費	単一建物居住者が20人未満の場合	30分以上60分未満		7,010円
			60分以上90分未満		11,010円
90分以上				14,010円	
90分以上（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）				15,510円	
単一建物居住者が20人以上50人未満の場合		30分以上60分未満		6,310円	
		60分以上90分未満		9,910円	
		90分以上		13,730円	
		90分以上（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）		15,200円	
単一建物居住者が50人以上の場合		30分以上60分未満		5,960円	
		60分以上90分未満		9,360円	
		90分以上		13,450円	
		90分以上（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）		14,890円	
訪問看護基本療養費の加算①					
転院等複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下		4,500円	
		同一建物3人以上9人以下		4,000円	
		同一建物10人以上19人以下		3,700円	
		同一建物20人以上49人以下		3,500円	
		同一建物50人以上		3,300円	
	1日3回以上	同一建物2人以下		8,000円	
			月20日まで	7,200円	
		同一建物3人以上9人以下	月21日以降	6,900円	
			月20日まで	6,300円	
		同一建物10人以上19人以下	月21日以降	5,200円	
		月20日まで	4,800円		
		同一建物20人以上49人以下	月21日以降	3,500円	
		月20日まで	4,100円		
		同一建物50人以上	月21日以降	3,000円	
特別地域訪問看護加算				所定額の50/100	
長時間訪問看護加算				5,200円	
夜間早朝訪問看護加算	同一建物2人以下			2,100円	
	同一建物3人以上9人以下	月15日まで		2,100円	
		月16日以降		1,900円	
	同一建物10人以上19人以下	月15日まで		1,800円	
		月16日以降		1,300円	
	同一建物20人以上49人以下	月15日まで		1,200円	
		月16日以降		950円	
	同一建物50人以上	月15日まで		1,000円	
		月16日以降		800円	
	同一建物2人以下			4,200円	
同一建物3人以上9人以下	月15日まで		4,200円		
	月16日以降		4,000円		

	同一建物10人以上19人以下	月15日まで		3,300円
		月16日以降		2,300円
	同一建物20人以上49人以下	月15日まで		2,100円
		月16日以降		1,500円
	同一建物50人以上	月15日まで		1,800円
		月16日以降		1,300円
訪問看護基本療養費の加算②				
緊急訪問看護加算	月14日まで			2,650円
	月15日以降			2,000円
乳幼児加算（8歳未満）	厚生労働大臣が定める者			1,800円
	上記以外の場合			1,400円
複数名訪問看護加算	看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行		同一建物2人以下	4,500円
			同一建物3人以上9人以下	4,000円
			同一建物10人以上19人以下	3,400円
			同一建物20人以上49人以下	3,000円
			同一建物50人以上	2,700円
	准看護師と同行		同一建物2人以下	3,800円
			同一建物3人以上9人以下	3,400円
			同一建物10人以上19人以下	2,800円
			同一建物20人以上49人以下	2,500円
			同一建物50人以上	2,200円
	その他職員と同行（下記以外）		同一建物2人以下	3,000円
			同一建物3人以上9人以下	2,700円
			同一建物10人以上19人以下	2,100円
			同一建物20人以上49人以下	1,900円
			同一建物50人以上	1,600円
	その他職員と同行（厚生労働大臣が定める場合）	1日1回	同一建物2人以下	3,000円
			同一建物3人以上9人以下	2,700円
			同一建物10人以上19人以下	2,100円
			同一建物20人以上49人以下	1,900円
		1日2回	同一建物50人以上	1,600円
			同一建物2人以下	6,000円
			同一建物3人以上9人以下	5,400円
			同一建物10人以上19人以下	3,800円
		1日3回以上	同一建物20人以上49人以下	3,450円
同一建物50人以上			3,300円	
同一建物2人以下			10,000円	
同一建物3人以上9人以下			9,000円	
同一建物10人以上19人以下			5,500円	
同一建物20人以上49人以下			4,800円	
同一建物50人以上	4,500円			
訪問看護管理療養費				
月の初日の訪問の場合（1月につき）			機能強化型訪問看護管理療養費1	13,760円
			機能強化型訪問看護管理療養費2	10,460円
			機能強化型訪問看護管理療養費3	9,030円
			機能強化型訪問看護管理療養費4	9,030円
			1から4まで以外の場合	7,710円
月の2日以後の訪問の場合（1月につき）	単一の建物居住者が20人未満			3,010円
	単一の建物居住者が20人以上49人以下	1月当たりの訪問日数が15日以下の場合		2,510円
		1月当たり訪問日数が16日以上24日以下の場合		2,310円
	単一の建物居住者が50人以上	1月当たり訪問日数が25日以上の場合		2,210円
		1月当たりの訪問日数が15日以下の場合		2,410円
		1月当たり訪問日数が16日以上24日以下の場合		2,210円
		1月当たり訪問日数が25日以上の場合		2,010円
訪問看護管理療養費の加算③				
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合			6,800円
	上記以外の場合			6,520円
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合			5,000円
	上記以外の場合			2,500円
退院時共同指導加算				8,000円
特別管理指導加算				2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合			8,400円
	上記以外の場合			6,000円
在宅患者連携指導加算				3,000円
在宅患者緊急等カンファレンス加算				2,000円
訪問看護管理療養費の加算④				
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理科2のイの利用者			8,400円
	精神科在宅患者支援管理科2のロの利用者			5,800円
看護・介護職員連携強化加算				2,500円
専門管理加算	緩和ケア、病棟ケア、人工肛門、人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合			2,500円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合			2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算				50円

訪問看護医療情報連携加算				1,000円
その他の療養費				
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費1			1,500円
	訪問看護情報提供療養費2			1,500円
	訪問看護情報提供療養費3			1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費1			25,000円
	訪問看護ターミナルケア療養費2			10,000円
遠隔死亡診断補助加算				1,500円
訪問看護遠隔診療補助料				2,650円
訪問看護物価対応料				
訪問看護物価対応料1			月の初日の訪問の場合	60円
			月の2日目以降の訪問の場合	20円
訪問看護物価対応料2				20円
ベースアップ評価料			継続して賃上げを実施(令和8年6月以降)	継続して賃上げを実施(令和9年6月以降)
訪問看護ベースアップ評価料(1)			1,830円	2,880円

精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	看護師、保健師、作業療法士の場合	週3日目まで		30分以上	5,550円	
				30分未満	4,250円	
		週4日目以降		30分以上	6,550円	
	准看護師の場合	週3日目まで		30分未満	5,100円	
				30分未満	3,870円	
		週4日目以降		30分以上	6,050円	
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	看護師、保健師、助産師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	5,550円	
				30分以上	4,250円	
			週4日目以降	30分未満	6,550円	
				30分以上	5,100円	
		同一建物、同一日3人以上9人以下	週3日目まで	30分未満	2,780円	
				30分以上	2,130円	
			週4日目以降	30分未満	3,280円	
				30分以上	2,550円	
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日目まで	30分未満	2,760円	
				30分以上	2,110円	
			月21日目まで	30分未満	2,660円	
				30分以上	2,010円	
		同一建物、同一日20人以上49人以下	月20日目まで	30分未満	2,710円	
				30分以上	2,070円	
			月21日目まで	30分未満	2,610円	
				30分以上	1,970円	
			同一建物、同一日50人以上	月20日目まで	30分未満	2,610円
				30分以上	1,990円	
		月21日目まで	30分未満	2,510円		
			30分以上	1,890円		
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	5,050円	
				30分以上	3,870円	
			週4日目以降	30分未満	6,050円	
				30分以上	4,720円	
		同一建物、同一日3人以上9人以下	週3日目まで	30分未満	2,530円	
				30分以上	1,940円	
			週4日目以降	30分未満	3,030円	
				30分以上	2,360円	
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日目まで	30分未満	2,520円	
				30分以上	1,930円	
			月21日目まで	30分未満	2,420円	
				30分以上	1,830円	
		同一建物、同一日20人以上49人以下	月20日目まで	30分未満	2,470円	
				30分以上	1,890円	
			月21日目まで	30分未満	2,370円	
				30分以上	1,790円	
			同一建物、同一日50人以上	月20日目まで	30分未満	2,370円
				30分以上	1,810円	
		月21日目まで	30分未満	2,270円		
			30分以上	1,710円		
	精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ)					8,500円
	精神科訪問看護基本療養費 の加算①					
特別地域訪問看護加算					所定額の50/100	
精神科緊急訪問看護加算		月14日目まで（1日につき）			2,650円	
		月15日目以降（1日につき）			2,000円	
長時間精神科訪問看護加算					5,200円	
夜間早朝訪問看護加算	同一建物2人以下				2,100円	
	同一建物3人以上9人以下	月15日目まで			2,100円	
		月16日目以降			1,900円	
	同一建物10人以上19人以下	月15日目まで			1,800円	
		月16日目以降			1,300円	
	同一建物、同一日20人以上49人以下	月15日目まで			1,200円	
		月16日目以降			950円	
	同一建物、同一日50人以上	月15日目まで			1,000円	
	月16日目以降			800円		
深夜訪問看護加算	同一建物2人以下				4,200円	
	同一建物3人以上9人以下	月15日目まで			4,200円	
		月16日目以降			4,000円	
	同一建物10人以上19人以下	月15日目まで			3,900円	
		月16日目以降			2,300円	
	同一建物、同一日20人以上49人以下	月15日目まで			2,100円	
		月16日目以降			1,500円	
	同一建物、同一日50人以上	月15日目まで			1,800円	
	月16日目以降			1,300円		
1日2回	同一建物2人以下				4,500円	
	同一建物3人以上9人以下				4,000円	
	同一建物10人以上19人以下				3,700円	

精神科複数回訪問加算	1日3回以上	同一建物20人以上49人以下			3,500円	
		同一建物50人以上			3,300円	
		同一建物2人以下			8,000円	
		同一建物3人以上9人以下	月20日目まで		7,200円	
			月21日目以降		6,900円	
		同一建物10人以上19人以下	月20日目まで		6,300円	
			月21日目以降		5,200円	
		同一建物20人以上49人以下	月20日目まで		4,800円	
			月21日目以降		3,500円	
		同一建物50人以上	月20日目まで		4,100円	
	月21日目以降		3,000円			
精神科訪問看護基本療養費の加算②						
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下		4,500円	
			同一建物3人以上9人以下		4,000円	
			同一建物10人以上19人以下		3,400円	
			同一建物20人以上49人以下		3,000円	
			同一建物50人以上		2,700円	
		1日2回	同一建物2人以下		9,000円	
			同一建物3人以上9人以下		8,100円	
			同一建物10人以上19人以下		6,880円	
			同一建物20人以上49人以下		6,070円	
			同一建物50人以上		5,460円	
		1日3回	同一建物2人以下		14,500円	
			同一建物3人以上9人以下		13,000円	
			同一建物10人以上19人以下		11,050円	
			同一建物20人以上49人以下		9,750円	
			同一建物50人以上		8,770円	
		准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下		3,800円
				同一建物3人以上9人以下		3,400円
				同一建物10人以上19人以下		2,800円
			同一建物20人以上49人以下		2,500円	
			同一建物50人以上		2,200円	
	1日2回		同一建物2人以下		7,600円	
			同一建物3人以上9人以下		6,800円	
			同一建物10人以上19人以下		5,600円	
			同一建物20人以上49人以下		5,000円	
			同一建物50人以上		4,400円	
	1日3回		同一建物2人以下		12,400円	
			同一建物3人以上9人以下		11,200円	
			同一建物10人以上19人以下		9,220円	
			同一建物20人以上49人以下		8,230円	
			同一建物50人以上		7,240円	
	看護補助者、精神保健福祉士の場合			同一建物2人以下		3,000円
				同一建物3人以上9人以下		2,700円
			同一建物10人以上19人以下		2,100円	
			同一建物20人以上49人以下		1,900円	
			同一建物50人以上		1,600円	
ベースアップ評価料				継続して賃上げを実施(令和8年6月以降)	継続して賃上げを実施(令和9年6月以	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)				1,830円	2,880円	

① 介護保険:訪問看護 I -2(30分枠)の場合			
区分	1割負担	2割負担	3割負担
初回料金(I -2 471単位+緊急時 訪問看護加算Ⅱ1 574単位+初回 加算300単位)	1345円	2690円	4035円
2回目以降(1回あたり)471単位のみ	471円	942円	1413円
週1回(月4回の場合)	2758円	5516円	8274円
週2回(月8回の場合)	4642円	9284円	13926円
① 介護保険:訪問看護 I -3(60分枠)の場合			
区分	1割負担	2割負担	3割負担
初回料金(I -3 823単位+緊急時 訪問看護加算Ⅱ1 574単位+初回 加算300単位)	1697円	3394円	5091円
2回目以降(1回あたり)823単位のみ	823円	1646円	2469円
週1回(月4回の場合)	4166円	8332円	12498円
週2回(月8回の場合)	7458円	14916円	22374円
②医療保険(身体)			
区分	1割負担	2割負担	3割負担
初回料金 訪問看護基本療養費1 5550円+24時間対応体制加算 6520円+訪問看護管理療養費(初 回) 7710円+ベースアップ評価料 I 1830円+物価高対応料1 60円 +DX化加算 50円(10割合計 21720円)	2170円	4340円	6520円
2回目以降(1回あたり)訪問看護基 本療養費1 5550円+訪問看護管 理療養費(2回目以降)3000円(10割 合計 8550円)	860円	1710円	2570円
週1回(月4回の場合)	4740円	9470円	14210円
週2回(月8回の場合)	8160円	16310円	24470円
※特別管理加算や複数名加算などは含まれておりません。 ※高額療養費制度を利用することで費用負担を抑えられる場合があります。 ※精神科訪問看護は②と同じですが自立支援医療を利用する場合、費用負担が軽減できます。			

③ 介護保険:訪問看護 I -5(リハビリ・20分枠)の場合			
区分	1割負担	2割負担	3割負担
初回料金(I -5 294単位+緊急時訪問看護加算Ⅱ1 574単位+初回加算300単位)	1168円	2336円	3504円
2回目以降(1回あたり)リハビリ I -5 294単位のみ	294円	588円	882円
月1回のモニタリング訪問(看護60分枠 I -3 823単位)	823円	1646円	2469円
週1回(月4回の場合/うち1回はモニタリング訪問)	2579円	5158円	7737円
週2回(月8回の場合/うち1回はモニタリング訪問)	3755円	7510円	11265円
③ 介護保険:訪問看護 I -5(リハビリ・40分枠=20分×2コマ)の場合			
区分	1割負担	2割負担	3割負担
初回料金(I -5 294単位×2コマ=588単位+緊急時訪問看護加算Ⅱ1 574単位+初回加算300単位)	1462円	2924円	4386円
2回目以降(1回あたり)リハビリ I -5 294単位×2コマ=588単位	588円	1176円	1764円
月1回のモニタリング訪問(看護60分枠 I -3 823単位)	823円	1646円	2469円
週1回(月4回の場合/うち1回はモニタリング訪問)	3461円	6922円	10383円
週2回(月8回の場合/うち1回はモニタリング訪問)	5813円	11626円	17439円

※ 75歳以上の後期高齢者の方は次ページの外来(個人単位)を参照

一部負担割合	所得区分	月額		年間 上限※2
		外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)	
3割	現役並み 所得者Ⅲ	$270,300円 + (医療費 - 901,000円) \times 1\%$ $\langle 140,100円^{※3} \rangle$		1,680,000円
	現役並み 所得者Ⅱ	$179,100円 + (医療費 - 597,000円) \times 1\%$ $\langle 93,000円^{※3} \rangle$		1,110,000円
	現役並み 所得者Ⅰ	$85,800円 + (医療費 - 286,000円) \times 1\%$ $\langle 44,400円^{※3} \rangle$		530,000円
2割	一般Ⅱ	$22,000円$ $\left(\begin{array}{l} \text{外来年間上限} \\ 216,000円^{※4} \end{array} \right)$	$61,500円$ $\langle 44,400円^{※3} \rangle$	530,000円
	一般Ⅰ			
1割	低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	$11,000円$ $\left(\begin{array}{l} \text{外来年間上限} \\ 96,000円^{※4} \end{array} \right)$	$25,700円$ $\langle 24,600円^{※3} \rangle$	290,000円
	低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)	8,000円	15,700円	180,000円

保険外サービス

自宅訪問(30分～60分)8550円(税別)

(1) キャンセル料

訪問予定日の朝08:30以降にキャンセルをされる場合は一回あたり3000円のキャンセル料をいただきます。前もってキャンセルをされる場合は、前日営業日の17時までに事務所(0297-33-9878)へご連絡ください。

(2) 支払い方法

お支払い方法は口座振替となります。

未締めの翌月28日前後に引き落としになります。

※手続きに3ヶ月ほどかかる関係で初回は2～3か月分がまとめて引き落としされます

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 主治医 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

つくばみらい市役所 介護福祉課 介護保険係	所在地 つくばみらい市福田195番地(伊奈庁舎1階) 電話 0297-58-2111(内線:4301～4307) FAX 0297-58-5811
つくば市役所 保健部 介護保険課	所在地:〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 電話番号:029-883-1111(代表)
守谷市役所 健幸福祉部 介護福祉課 介護保険グループ	所在地:〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1 電話番号:0297-45-1111(代表)
事業所相談窓口	電話番号 0297-33-9878 面接場所 当事業所の相談室

12. 当ステーション利用にあたってのルール

①一回の訪問は30分を目安とします。(訪問回数を増やすことはできますので気軽にご相談ください)安定した訪問を行うため可能な限り曜日、時間は固定させていただきます。

※介護保険の方や身体的ケアが必要な方は随時、時間調整をさせていただきます。

※スタッフは担当制ではなく急遽変更になる可能性があります。(指名はできません)

②夜間オンコールサービスは緊急時のみとなります。(緊急時は看護計画に基づき対処行動を一緒に考えます。)

③自宅外の訪問はいたしません。

④個人的に利用者様やご家族からの金品の授受に関しては禁止しています。

⑤当社では食事の際など飲み物は各自で準備するルールになっていますのでお茶だし等は不要です。

⑥メールや電話では時間変更に関係する相談内容や緊急時の場合に対応させていただきます。

※送っていただいて読むことは可能です。(返信はできません)

スケジュール調整以外の相談(日常生活の悩みなど)につきましては訪問時のみとさせていただきます。(訪問中などで電話やメール対応が困難なため。)

⑦訪問時間は交通状況を踏まえ訪問予定時間から30分間の猶予を頂いております。30分間より遅れる場合はご連絡させていただきます。

※ 例 10時訪問予定 (10:00～10:30)

⑧暴言、暴力が見られた場合、当ステーションの判断で訪問を中止させていただく場合があります。

⑨スタッフの発言や対応に違和感を感じた際は早めにお伝えください。

13. 感染症、衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。(2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

14. 業務計画策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施します。

15. 虐待の防止について

- (1) 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2) 責任者の選定(責任者:管理者 柳田 真久主)
- (3) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施(年1回)
- (4) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- (7) ステーションは、前項の事項の状況に際して取った処置について記録し、その完結の日から5年間 保存します。

16. カスタマーハラスメントへの対応について

- (1) ご利用者様やご家族様等からの著しい暴言・暴力・セクシュアルハラスメント・過剰な要求等(以下「カスタマーハラスメント」といいます。)から従業員が安心して業務にあたれるよう、必要な体制を整備しています。
- (2) カスタマーハラスメントを防止するための対応方針を策定しています。
- (3) 責任者の選定(責任者:管理者 柳田 真久主)
- (4) カスタマーハラスメントの防止のための従業員に対する研修を実施します(年1回)。
- (5) カスタマーハラスメントに関する従業員からの相談に対応する窓口を設置しています。

(6) カスタマーハラスメントに該当すると判断される言動が確認された場合、当ステーションの判断によりサービス提供の中止、契約の解除等の措置を講じる場合があります。

(7) ステーションは、前項の事項の状況に際して取った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

17.コスト表

	自費(保険対象外)			実費	コスト
	介護保険で算定できない 90分を越える時間延長	30分毎		4400円	
	退院当日訪問	1回につき		5500円	
	エンゼルケア	エンゼルケア用品も含む		22000円	
	衛生材料(処置用グローブ・ガーゼ・絆創膏等)				
	skinix エアウォールふわり 10cm×5m	1672円(1巻)		1672円	
	白十字モイスキンパット7.5cm×10 cm(60枚入り)	5040円(1巻)	1枚	84円	
	大和工場 滅菌ガーゼ(四つ折り) 5枚20組	2893円(1箱)	1組	145円	
	白十字 ショットメン 100包入	526円(1箱)		526円	
	SANYUプラスチック手袋	820円(1箱)		820円	
	白十字 スポンジブラシ ハミングッ ド(30本入)	927円(1箱)	1本	31円	
	服薬カレンダー	110円(1枚)			
	歯磨きティッシュ	600円(1個)			
	不織布テープ(優肌絆)	300円(1個)			
	BAND-AID(Lサイズ)7枚	500円(1個)			
	BAND-AID(LLサイズ)7枚	500円(1個)			

18.エンゼルケアについて

本ステーションでは、ご利用者様がご逝去された際、ご家族様のご希望に応じて「エンゼルケア」を実施いたします。エンゼルケアとは、ご遺体の清拭・整容など、旅立ちに向けた身体的なケアを指し、訪問看護保険サービスの適用範囲外となる任意のサービスです。

(1) サービス内容

清拭、整容（着替え等）、その他ご要望に応じたケアを行います。所要時間は概ね【60分】を目安としております。

(2) 実施の判断について

エンゼルケアの実施につきましては、状態の変化に応じて事前にご意向を確認させていただく場合と、ご逝去後にあらためてご家族様のご意向を確認させていただく場合がございます。実施の有無は、ご家族様（またはキーパーソン）のご判断によるものとします。

(3) 費用について

エンゼルケアは訪問看護保険の適用対象外であるため、全額自己負担となります【22,000円（税込）】。費用は翌月の請求に合算にて頂戴いたします。

(4) 実施されない場合について

エンゼルケアの実施は義務ではございません。ご希望されない場合や葬儀社等にご依頼される場合は、その旨をお申し出ください。実施しないことによる不利益は一切ございません。

利用契約における個人情報使用同意書

"私及びそのご家族様の個人情報については、次の記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

① 事業者が法令に基づき行う居宅サービス・指定訪問看護サービス等を円滑に実施する担当者会議および医療機関・行政機関への情報提供のため。

② 事業者が居宅サービス・指定訪問看護サービスに対して行う、保険者へのレセプト明細書の提出のため。

" ③ 居宅サービス・指定訪問看護サービス等をに付随する医療機関及び行政機関への届出や申請等について私の代わりに手続きを行うため

④ その他、居宅サービス・指定訪問看護サービス等のために必要な場合。

⑤ 事業者が事業者グループ会社および業務委託先への業務支援のため。

2 使用にあたっての条件

① 事業者が使用する個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め情報の提供の際に関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

② 事業者は、個人情報の使用した相手方、内容等記録しておくこと。

3 個人情報の内容(例示)

・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者が訪問看護を提供するための最小限な利用者や家族個人に関する情報

・その他の情報

※ 「個人情報」とは、利用者個人及びその家族に対する情報であって、特定個人が識別され又は謝別され得るものをいいます。

4. クラウドサービス・AIの活用

クラウドサービス

記録管理・スケジュール管理等の業務については、電子カルテシステムおよびGoogle Workspaceを使用しています。これらは通信の暗号化やアクセス権限管理等、適切なセキュリティ対策が講じられたサービスです。

AIの活用

当ステーションでは、記録作成・情報整理等の業務効率化のため、生成AIサービス「Claude (Anthropic社・米国)、Gemini (Google社・米国)、ChatGPT (OpenAI社・米国)」を業務補助に活用する場合があります。活用にあたっては以下の方針を順守します。

・これらのAIサービスの利用にあたっては、入力した内容がAIの学習(モデル改善)に利用されない設定を選択したうえで使用します。

・これらのAIサービスが作成・整理した内容をそのまま正式な記録として使用することはありません。

ません。担当看護師が内容を必ず確認したうえで、電子カルテへ改めて入力・登録したものを正式な記録とします。

・Claude (Anthropic社・米国)、Gemini (Google社・米国)、ChatGPT (OpenAI社・米国)は日本国外(米国)に所在する事業者です。個人情報を入力する場合は、この点についてあらかじめご説明のうえ同意を得るものとします。

・その他の業務における活用についても、上記の方針を順守したうえで使用します。

・訪問時の録音について(Plaudの使用)

当ステーションでは、訪問看護記録を正確に残し、ケアの質を維持・向上させることを目的として、ICレコーダー等(Plaud等)を用いて訪問時の会話を録音する場合があります。録音にあたっては、以下の方針を順守します。

(1) 録音の目的

訪問看護記録の作成、スタッフ間の申し送り、ケア内容の振り返りのために使用します。

(2) 録音データの取扱い

録音した音声は、文字起こし・要点整理のためAIサービス(Claude (Anthropic社・米国)、Gemini (Google社・米国)、ChatGPT (OpenAI社・米国))を用いて処理する場合があります。AIが作成・整理した内容をそのまま正式な記録として使用することではなく、担当看護師が内容を確認したうえで電子カルテへ記録します。

(3) 第三者提供

録音データおよびその文字起こし内容を、(1)の目的の範囲を超えて第三者に提供することはありません。

(4) 録音を望まれない場合

録音を希望されない場合は、その旨をスタッフにお申し出ください。録音を行わないことにより、サービス内容やケアの質に不利益が生じることは一切ございません。

(5) ご家族等の声が含まれる場合

訪問時にご家族様等の声が録音に含まれる場合も、本方針に準じて取り扱います。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 茨城県つくばみらい市板橋3022-3
事業者(法人)名 株式会社 MAX

代表者・氏名 柳田 真久主

説明者・氏名 柳田 真久主

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所
氏名

署名代行者(又は法定代理人)
住所
本人との続柄
氏名

代理人 住所
氏名

令和7年12月1日作成
令和8年6月1日改訂
令和8年9月21日改訂

